

## 〇〇地域自治協議会規約（例）

※印の項目は、必須事項です。

規約の内容は、地域の実情や活動内容に応じて変更してください。

### 第1章 総則

（名称）※

第1条 この協議会は、〇〇地域自治協議会（以下「協議会」という。）という。

#### 【 解説 】

奈良市では、「地域自治協議会」という独自の名称を使用していますが、地域により、親しみやすく認識されやすい名称にすることも可能です。また、地区名を入れることで、その協議会の区域がどの地域を範囲としているのか、一般的に広く理解しやすくなります。

（目的）※

第2条 協議会は、〇〇地区を住みよい地域にするため、〇〇地域自治計画に基づき、地域一体となって民主的に地域づくりの実践に努めることを目的としている。

#### 【 解説 】

目的は、構成員の方々の合意を得て、協議会の活動に合わせて設定してください。

（事務所の所在地）※

第3条 協議会の事務所は〇〇に置く。

（活動の内容）※

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる取り組みを行う。

- （1） 地域課題の把握や情報の発信
- （2） 地域課題の解決に向けての協議及び事業の実施
- （3） 地域自治計画に基づく事業の実施
- （4） その他、協議会の目的達成のために必要な活動

【 解説 】

地域の課題や目指す将来像によって活動の内容は異なってきます。十分な話し合いを経て、地域の実情に即した活動内容を設定することが大切です。地域の課題に対応し、また地域の強みを活かした活動を行いましょう。

(区域) ※

第5条 協議会の区域は別表1のとおりとする。

【 解説 】

または、「〇〇小学校区とする。」等の表現で区域を明示してください。  
区域は、一定のまとまりのある地域として、おおむね小学校区としており、複数の協議会に重複して属することはできません。ただし、隣接する区域が一体となるなど、住民が活動しやすい区域を選択できるよう柔軟に対応するとともに、各地域の実情に合わせたエリア設定を地域の話し合いによって決定してください。

第2章 協議会の構成 ※

(協議会の構成員)

第6条 協議会の構成員は区域に居住する住民及び区域内で活動する各種団体等とする。

【 解説 】

各地区の自治連合会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織や地域で活動する各種団体や住民が連携して協議を行います。各種団体への加入の有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、地域の住民全員が地域自治協議会の構成員となり、活動に参加していきます。

【 解説 】

(構成員の例)

分類	団体名
地域社会	自治連合会（自治会含む）、万年青年クラブ、地域婦人団体
社会教育	人権教育推進協議会、地域教育協議会、学校・園、学校・園のPTA・保護者会、バンビホーム保護者会
福祉	社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会
健全育成	少年指導協議会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ協会、子ども会
防災・防犯 交通安全・救護	自主防災防犯組織、交通安全指導員、地域安全推進員、消防団、女性防災クラブ、日赤奉仕団
事業所・NPO ボランティア等	事業所、商店会、NPO法人、ボランティア団体、まちづくり団体

2 前号の規定にかかわらず、暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、ならびに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその統制下にあるものは協議会の構成員となることができない。

第3章 役員※

(役員)

第7条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 監事 2名以上

【 解説 】

役員の種別や人数は、協議会の実情や活動内容に応じて、適切な体制を配置してください。必要であれば、この他の役員を設置することもできます。

(役員を選任)

第8条 役員は総会での承認を経て決定する。

**【 解説 】**

役員を選任は、民主的かつ公平で透明性の確保された方法で行うことが大切であり、開かれた協議会を設置する第一歩となります。例えば、役員会で選出した人を総会で承認したり、選挙を用いる方法もあります。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。

**【 解説 】**

役員職務の内容は、協議会の実情や活動内容に応じて規定してください。なお、監事は、協議会の会計処理が適正に行われているかどうか監査する重要な役職であり、他の役員等から責任の独立した人を選出し、会長、副会長及びその他の役員と兼務することは避けてください。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年(翌年の定期総会の終了まで)とする。ただし、最長4年まで再任することができる。

2 役員の中で欠員が生じたとき、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

**【 解説 】**

役員任期は、協議会の実情や活動内容に応じて規定してください。再任を認めることも可能です。

## 第4章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、理事会及び部会とする。

2 会議は、原則として全て公開し、協議会の構成員は傍聴できるものとする。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合には、その他の者も傍聴できるものとする。

### 【 解説 】

協議会の会議は、原則として公開し、誰もが組織の意思決定及び運営に関する情報を得ることができるよう配慮してください。

## 第5章 総会※

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、代議員をもって構成する。

### 【 解説 】

総会の開催方法は、代議員制とする方法だけでなく、構成員全員が出席する方法もあります。

2 代議員の定数は〇名までとし、別表2に掲げる各団体を代表する者と公募により選ばれた住民により構成し、任期は1年(翌年の定期総会の終了まで)とする。ただし、最長4年まで再任できる。

### 【 解説 】

構成員の総意を汲むものとなるよう総会を構成してください。

3 別表2に掲げる代議員数は、理事会の協議決定により変更することができる。

(総会の機能)

第15条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算案
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 地域自治計画の変更
- (4) 規約の改正
- (5) 総会で提案された事項
- (6) 役員の選任と解任
- (7) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第16条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

【 解説 】

定期総会は、毎年度決算終了後の早い時期に行うことが望ましいです。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、少なくとも会議開催の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に文書をもって通知しなければならない。また、併せて、所定の場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、代議員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合には、出席している代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

### 【 解説 】

議事内容については、十分な話し合いを行い、意思統一を図った上で決してください。

(総会の書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、議長又は他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席代議員数(委任状を含む)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会)

第23条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するために、理事会を設置する。

(理事会の構成)

第24条 理事会は、総会にて承認した別表2に掲げる各団体を代表する者と公募により選ばれた住民をもって構成し、その任期は1年(翌年の定期総会の終了まで)とする。ただし、最長4年まで再任できる。

2 理事は、代議員を兼ねることができる。

(理事会の機能)

第25条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項

- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 規約に定める事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があり出席できない場合には、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(理事以外の出席)

第28条 会長が必要と認める時は、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席理事の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第31条 理事会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席理事数
- (3) 出席理事氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

**第7章 部会**※(部会は、執行機関の一例です。)

(部会)

第32条 地域自治計画に基づく事業を実施するため、次の部会を設置することができる。

- (1) 安心、安全に関する部会

- (2) 健康、福祉に関する部会
- (3) 教育、文化に関する部会
- (4) 環境整備に関する部会
- (5) 地域交流、活性化に関する部会

2 各部会の長は、各部会を構成する者の中から互選により選出する。

【 解説 】

部会の数や内容、構成等については、協議会の活動内容や地域の実情に合わせて組織してください。

(部会の報告)

第33条 部会の長は、理事会に対し事業の執行状況を報告する。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事会が任命する。
- 4 事務局には、必要に応じて事務局員を置くことができる。
- 5 事務局の運営に関する事項は、理事会で定める。

【 解説 】

事務局は、協議会の庶務や会計事務、予算執行や事業執行状況の把握、行政との連絡調整等の機能及び役割が考えられます。各協議会の状況に適した体制を設置してください。



## 第9章 地域自治計画※

(地域自治計画の策定)

第35条 区域の将来像、目標、基本方針等をまとめた地域自治計画について、適宜検討し、必要に応じて見直すものとする。

### 【 解説 】

地域自治計画は、地域住民の一人ひとりが自らの生活環境について考え、自主的にまちづくり活動へ参画するための指針となるものです。地域の現状や課題を整理して、地域で十分に話し合い策定してください。また、活動の進捗や地域の課題等状況の変化に伴って内容の点検や検討を行い、必要な場合には見直しを行ってください。

## 第10章 会計及び監査※

(収入の構成)

第36条 協議会の経費は、協賛金、協議会が行う事業等の収入、市からの交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第37条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 【 解説 】

会計年度については、市の会計年度が毎年4月1日から翌年3月31日までとされており、協議会においても、市の交付金の精算事務を行う必要がありますので、市と同一の会計年度とすることが推奨されます。

(会計帳簿の整備)

第38条 協議会は、会の収入および支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

【 解説 】

協議会のすべての収入・支出に関する帳簿を作成し、領収書などと合わせて管理してください。帳簿には、収入または支出日、金額、摘要（事業名・使途・単価などの明細）、科目を記載してください。

2 構成員による帳簿閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

【 解説 】

構成員から帳簿や領収書などの閲覧の要望があればいつでも対応できるよう、原本またはコピーしたものを事務所等に備え置いてください。

（監査）

第39条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第11章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第40条 この規約を変更する場合は、総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

（解散）

第41条 協議会を解散する場合は総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第12章 その他

（その他）

第42条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

協議会の区域	町名一覧
	〇〇町、〇〇町一丁目、〇〇町二丁目、〇〇町三丁目、△△町、△△町一丁目、△△町二丁目、□△町の一部

別表 2 (第 1 4 条関係)

団体等	代議員数	理事数
〇〇地区自治連合会	5	2
〇〇地区民生委員・児童委員協議会	5	2
〇〇地区社会福祉協議会	5	2
〇〇自主防災防犯会	5	2
〇〇一丁目自治会	2	1
〇〇二丁目自治会	2	1
〇〇三丁目自治会	2	1
〇〇小学校 P T A	3	1
〇〇万年青年クラブ	5	2
〇〇女性防災クラブ	3	2
N P O 法人 〇〇クラブ	2	1
〇〇ボランティアグループ	2	1
□□ボランティアグループ	2	1
〇〇管理組合	2	1
公募による住民	5	2
計	5 0	2 2

## 【 解説 】

代議員数及び理事数は、各団体の規模や活動内容、活動範囲などを踏まえ、特定の団体の意見に偏らないよう、公平な数に設定してください。

## 地域自治協議会組織図（例）

